平成２５年（フ）第１８２号
兵庫県姫路市網干区津市場487番地ホワイトハウスＴ202、従前の住所東京都大田区萩中２丁目１番８号　201
債務者　鹿島えりか
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１９３号
兵庫県赤穂市目坂773番地150
債務者　岡田真由美
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２０２号
兵庫県加古川市加古川町西河原34番地　グランプレステージ加古川507号
債務者　小林　満紀
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８０号
福岡県久留米市大善寺南２丁目３番1400―503号、前住所福岡県久留米市上津１丁目７番21号
債務者　大久保宗平
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第８３号
長崎県長崎市滑石１丁目29番８号　阿野方
債務者　濵田亜矢子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４７号
北海道小樽市長橋１丁目２番３号
債務者　板垣　宏志
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第４９号
北海道古平郡古平町大字浜町24番地
債務者　斉藤　　一
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第５１号
北海道小樽市長橋１丁目２番15号　相愛の里
債務者　米谷利英子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第５３号
北海道小樽市緑１丁目10番15号
債務者　吉武　京子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２３７号
仙台市青葉区小田原８丁目１番22号　ファミールハイツ102、従前の住所仙台市宮城野区新田５丁目３番28―302号
債務者　菅井　信一
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
仙台市泉区鶴が丘４丁目３番地の23
債務者　岩佐　貴子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
仙台市若林区若林１丁目６番55号　グリーンガーデンハイツ306
債務者　高橋　徳安
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
仙台市太白区富沢２丁目９番１号　ホワイトパレス202
債務者　乙部　達彦
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
仙台市太白区富沢２丁目９番１号　ホワイトパレス202
債務者　乙部　　瞳（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２９２号
仙台市宮城野区新田東２丁目11番地の１　サンデュエル新田駅前705
債務者　齋藤　光吉
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
秋田県南秋田郡八郎潟町字一日市326番地
債務者　谷村　政博
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２号
秋田県潟上市昭和大久保字堤の上60番地１
債務者　本川　七夏
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部